

「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書

平成24年4月に介護報酬の改定が予定されており、厚生労働省介護保険部会で審議がされているところである。

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足が深刻で、その待遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度に麻生内閣によって創設された「介護職員待遇改善交付金事業」は、平成23年度末で終了することとなっている。

また来年度の介護報酬改定にあたり、この「介護職員待遇改善交付金事業」を継続するのか、処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むのかが大きな焦点と言われている。

こうした状況において、次の2つの理由から、現在の「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める。

第一に、介護報酬の中に組み込めば、介護報酬の約2%に相当するといわれ、当然、介護保険料の引き上げ、利用料の増大に結びつく。

第二に、介護職員の待遇改善は、いまだ改善された状況になく、離職者が依然として多い状況が続いており、事業者は介護職員の確保に苦慮している。

なお、介護報酬に組み込んだ場合、職員の処遇改善に結びつく保障がなくなる。介護報酬のアップ分を処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第ということになってしまう。

よって、国会及び政府におかれては、「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続するために尽力していただくことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年9月15日

富山県入善町議会